

令和3年7月13日

春日部市長 石 川 良 三 様

春日部市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 井 久 雄

答 申 書

春日部市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第32条の規定に基づく、令和3年4月15日付けの諮問（春総発第41号）に対して、審査会として答申する。

1 令和3年4月15日付け諮問（春総発第41号）

審査請求人による令和2年9月28日付けの自己情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し春日部市長（担当課：財務部収納管理課。以下「処分庁」という。）が行った自己情報の不存在通知に関する処分（令和2年10月12日付け春収発第1305号）についての審査請求（令和2年10月27日付け春総収第421号）

第1 審査会の結論

処分庁が令和2年10月12日付けで審査請求人に対して行った不存在決定（春収発第1305号）は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯及び審査経過

1 開示請求

審査請求人は、令和2年9月28日（同日受付）に、条例第19条第1項の規定に基づき、処分庁に対し、次の自己情報の開示請求を行った。

「私の預金差し押さえに際し、得た私の全ての情報。総合判断の要素や材料、及び過程。さらに精神的安寧額及び預金の原資。具体的に。（上司への報告及び職員への報告含む）」に係る情報

2 本件決定

処分庁は、当該審査請求に対し、令和2年10月12日付け春収発第1305号で「文書の保存基準に従い、廃棄済みであるため」を理由に不存在通知をした。

3 審査請求

審査請求人は、当該通知（不存在決定）を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、令和2年10月27日付け春総収第421号審査請求書にて、審査庁の春日部市長（以下「審査庁」という。）に対し「不存在処分を取り消す」との裁決を求める審査請求を行った。

4 諮問

審査庁は、条例第32条の規定に基づき、令和3年4月15日付け春総発第41号により、本件開示請求に対し処分庁が行った自己情報の不存在通知に関する処分（令和2年10月12日付け春収発第1305号）についての審査請求（令和2年10月27日付け春総収第421号）の諮問を当審査会に行った。

5 審査経過

当審査会の審査過程は以下のとおりである。

- | | |
|--------------|----------------------------------------------------------|
| 令和3年4月15日 | 審査庁から諮問書（春総発第41号）を収受。添付資料として審査請求書の写し、弁明書の写し、処分庁の提出物件等を収受 |
| 令和3年4月23日 | 処分庁から「理由説明書」、「自己情報不存在通知に係る文書一式」を収受 |
| 令和3年5月6日 | 審査請求人から「意見書・資料等提出届出書」を収受 |
| 令和3年5月10日 | 処分庁から「審査会提出資料等閲覧等請求書」を収受 |
| 令和3年5月12日 | 処分庁に対し、審査会の「審査会提出資料等」の写しを交付 |
| 令和3年5月13日 | 審議（第1回） |
| 令和3年6月3日 | 処分庁・審査庁から「意見書の提出等について（回答）」を収受 |
| 令和3年6月10・11日 | 審査会事務局による実地調査 |

令和3年6月17日 審査請求人から「審査会提出資料等閲覧等請求書」を收受
令和3年6月22日 審議（第2回）
令和3年6月25日 審査請求人に対し、意見書等の写しを交付

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び、意見書・資料等提出届出書において主張している内容は、概略以下のとおりである。

- 1 差押えに関する審査請求人の情報は、一点もないということか。
市（担当課：シティセールス広報課）の弁明書2ページに、春日部市文書取扱規程（以下「規程」という。）第30条別表第2の第1種（永久保存）第8号、第2種（10年保存）第6号の文書の一部が存在する旨記されている。
本件不存在通知は、虚偽通知か。要は差押えの不正、過失隠蔽工作か。
- 2（1）審査請求人が、令和2年9月28日（同日受付）に条例第19条第1項に基づき開示請求を行った対象となる文書（以下「本件対象文書」という。）は、2つの訴訟事件にかかわるものであり、今、廃棄すべきではない。
（2）本件対象文書は、規程第30条の規定により、永久保存又は10年保存（前記第1種第8号の訴訟関係文書又は同第2種第6号の市税関係文書）とすべきであり、処分庁が本件対象文書を廃棄した行為は、同規定に違反する。
- 3 処分庁が本件対象文書を廃棄したことにより、差押えの疑念が検証できず、基本的
人権の侵害である。

第4 処分庁の主張

処分庁が提出した弁明書、意見書等において主張している内容は、概略以下のとおりである。

1 本件対象文書を保有していないことについて

処分庁においては、差押えの執行に当たっては、収納管理課の担当者が滞納者の納税状況や差押えの判断となった理由などを書面にまとめて起案文書を作成し、上司の

決裁を経て行っていることから、審査請求人が開示を求めている「私の預金差し押さえ」に関連する「情報」を保有していたことは事実であり、当該情報に係る文書が本件対象文書に該当する。しかし、本件審査請求時には、保存年限（後述「2 保存年限に係る規程に違反していないことについて」参照）が経過したため、既に廃棄されている。

原処分を行うに当たり、処分庁において本件対象文書の探索を行ったが、保存年限が経過したため、既に廃棄されており、審査請求人が開示を求めるような対象文書の存在は確認できなかった。

さらに、本件審査請求を受け、改めて処分庁において本件対象文書の探索を行ったが、同文書の存在は確認できなかった。

2 保存年限に係る規程に違反していないことについて

本件対象文書については、処分庁では当時、規程に基づく平成25年度収納管理課のファイル基準表における「滞納管理フォルダー」というフォルダーにおいて、常に執務室内で保管管理できる「常用」文書として保存していた。こうした取扱いの詳細については、「ファイリングシステムの手引き」に基づき運用されており、文書の保存年限を決める基準は、（1）保存年限が法令で定められている法定保存年限、（2）春日部市文書取扱規程に定める保存年限、（3）常用文書で利用する必要がなくなる時期がいつかを考えて取り扱いを定める運用による基準、と示されている。

これに従い、処分庁では、事務の円滑な運用を考慮し、本件対象文書を前記（3）の運用による基準の常用文書としたものである。また、ファイル基準表の取扱い説明欄には、必ず取扱い方法を記載することとなっているため、本件対象文書は、差押えを行うための文書であることから「完納時廃棄」と設定していた。

本件対象文書をファイル基準表において常用文書とした理由は、差押案件は完納になるまで数年にわたり継続して経過を追うことも多く、年限を定めた保存方法だと2年後には書庫に文書が移されてしまうことが不都合となるため、事務の円滑な運用を考慮し、常に執務室内で保管管理できる常用文書とした当時の判断であったと考えている。

本件対象文書は、差押え滞納処分により完納となったため、「ファイリングシステムの手引き」に規定された運用による基準に従い廃棄したものであり、廃棄は合理性があり、適正である。

なお、本件対象文書の廃棄日時については、当時の廃棄文書目録など廃棄をした根拠となる文書等の記録が存在しないため不明である。

3 訴訟に係る文書の不適切な取扱いはなかったことについて

審査請求人は、審査請求書において、「不存在とした情報は、2つの訴訟にかかわるものであり、今、廃棄すべきではない。春日部市文書取扱規程第8条別表2、第1種（永久保存）8、第2種（10年保存）6に違反する。基本的人権の侵害。差し押えの疑念を検証できない。」と主張している。

審査請求人の主張は、当時の差押えを不服として取消しを求める訴訟を起こしていたことによるものと推測されるが、2つの訴訟事件については、いずれも判決が確定しているため、今廃棄すべきでないとの主張は当たらない。

本件審査請求に係る情報は、訴訟に関する情報ではなく、あくまで差押え滞納処分に関して得た情報の開示を請求しているものである。

なお、訴訟に関する文書は、平成26年度からファイル基準表に「訴訟関係」（10年保存）と定めて、文書の発生した年度のフォルダーに保管、保存している。

判決が確定している差押処分取消請求控訴事件、及び人権侵害慰謝料請求事件に関する文書も、各年度の「訴訟関係」フォルダーに保管、保存している。

規程第30条第1項及び第2項、別表第2に「第2種（10年保存）」文書として「市税その他公課に関する文書」が規定されているが、これは税に関わる全ての文書が該当するというのではなく、文書の性質により合理的な範囲で保存年限をファイル基準表に定めて運用しているものであり、適正な運用方法と考えている。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求の対象文書について

預金の差押手続きは、概略、金融機関への財産調査 ⇒ 差押えの適否判定 ⇒ 差押えを実施するための起案 ⇒ 差押え ⇒ 換価 ⇒ 配当というプロセスを経て、これらの手続きに関連し、①起案文書（差押理由添付）、②差押調書・未納明細、③財産調査資料（預金調査資料等）、④配当計算書、⑤領収書等が一式まとめて保管する扱いがされている。

このこと及び審査請求人の自己情報開示請求の記載内容に照らすと、上記①ないし⑤の一連の保管文書が本件対象文書に該当すると解することができる。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 平成25年当時の本件対象文書の取り扱い

文書の取り扱いについては、規程及びファイリングシステムの手引きの定めに従い、処理がされている。

本件対象文書は、差押えに関するもので、その利用上、完納まで数年にわたって継続して経過を追うことも多く、常に執務室内で保管管理する必要性があったため、処分庁は「ファイリングシステムの手引き」に規定された運用上の基準に基づき、「滞納管理フォルダー」内に常用文書として保管した。

そして、常用文書は、その文書が執務室で利用する必要がなくなる時期がいつかを考え、保存年限の取り扱いを決めることになっているところ、本件対象文書は差押えを行うための文書であったため、「完納時廃棄」と設定した。

(2) 処分庁による探索

今回、審査請求人による開示請求を受け、処分庁は執務室内のキャビネット、市役所敷地内、及び閉校に設置してある文書保管庫、さらには、規程第30条の別表2の第1種第8号の訴訟関係文書（永久保存）、第2種第6号の市税関係文書（10年保存）内も探索したものの、本件対象文書を見つけることはできなかった。

処分庁はさらに、本件審査請求を受けた後にも、再度、探索を行ったが、本件対象文書の発見には至らなかった。

(3) 処分庁の弁明について

処分庁は、本件対象文書が存在していたことは認めた上で、廃棄文書目録等がないため、時期は不明ながら、それらは既に廃棄されたとしている。

常用文書は一般文書とは異なり、目的が達せられるまで執務室において利用に供することができるように、完結処理をされることもなく、次年度以降に保存文書、継続文書にもならず、常用文書としての廃棄時期を個別に定める運用がされていた。

上記(2)のとおり、処分庁が該当ファイルのみならず、関連があると思われる箇所の探索も行っているにも拘わらず、本件対象文書の発見に至らなかったこと、及び処分庁が本件対象文書を開示しない特段の理由も見出し難いことに照らすと、本件対象文書は既に廃棄され、存在しないと主張する処分庁の弁明には特に不自然なところは見当たらない。

(4) 審査会事務局による探索

なお、審査会事務局においても、令和3年6月10日に処分庁である収納管理課執務室内キャビネット及び市役所敷地内の文書保管庫、あわせて収納管理課執務室で使用している基幹系パソコン（滞納管理システム等が入っているパソコン）内の電子データ、同11日に閉校（旧谷原中学校）内の文書保管庫について実地調査を行ったが、本件対象文書の発見には至らなかった。

具体的には、①平成26年度～令和3年度の「訴訟関係」フォルダー、②平成26年度～平成28年度、令和2年度及び令和3年度の「重大事象」フォルダー、③令和2年度及び令和3年度の「納税者からの問い合わせ」フォルダー、④平成28年度及び平成29年度の「異議申立書」フォルダー、平成30年度～令和3年度の「審査請求書」フォルダー、⑤令和3年度の「苦情処理内容」フォルダー、⑥令和3年度「滞納管理継続」フォルダー、⑦令和3年度「滞納管理完結01（あ行）～10（わ行）」フォルダーの各フォルダー内、⑧平成28年度～令和2年度における各年度「債権差押（あ行）」の文書保存箱内を調査したほか、収納管理課執務室内キャビネットに保管されている全フォルダーのラベル部分を確認する方法で、審査請求人の氏名が記載されている個人フォルダーの有無を確認したものの、その存在は確認できなかった。

閉校内文書保管庫で保管されていた収納管理課の情報として、納入済通知書を確認することはできたが、これは本件対象文書に該当するものではない。

電子データに関しても、収納管理課職員説明のもと、基幹系端末内の共有フォルダー、滞納管理システム（滞納者の納付状況、納税折衝状況管理や滞納処分を管理するために利用）内の審査請求人のページを確認するも、本件対象文書は確認できなかった。

（5）まとめ

以上のとおりであるから、本件対象文書は、本件開示請求時及び本件原処分時には、既に廃棄されて一点も残っておらず、不存在であったと認めることができる。

3 審査請求人のその他の主張について

（1）その他の主張

審査請求人は、本件対象文書の開示請求に対する処分庁による不存在処分を取り消すとの審査請求に付随して、本件対象文書について①規程第8条別表第2の第1種（永久保存）第8号の訴訟関係文書又は同第2種（10年保存）第6号の市税関

係文書として、保存年限は永久保存又は10年保存とすべきであり、今廃棄すべきではない、②処分庁がこれを廃棄した行為は同規定違反である、③これを廃棄されたことによって、差押えの疑念が検証できなくなり、基本的人権の侵害となる、などと主張する。

(2) 審査請求人のその他の主張①②について

当該主張につき検討するに、先ず、本件対象文書は、差押えの準備・執行に利用されたものであるから、訴訟事件記録に綴じられる書類等である訴訟関係文書には該当しないと解される。

次に、本件対象文書は、ファイリングシステムの手引きに基づき、常用文書に区分し、平成25年当時、完納時廃棄と設定されていた結果として、規程による市税関係文書の10年保存の取扱いとは、異なる取扱いがなされたものである。

なお、完納後の納入済通知書は、10年保存として保管されている。

(3) 審査請求人のその他の主張③について

当該主張につき検討するに、本件対象文書が廃棄されたのは、時期は不明であるが、平成25年当時の常用文書取扱いに依拠した結果であり、無理からぬことであつたと言えるので、本件対象文書が廃棄されたことを理由として、基本的人権が侵害されたと評価することはできない。

(4) よって、審査請求人のその他の主張①②③には理由がない。

4 付言

預金差押関係文書（本件対象文書も含む。）は、平成25年度当時は常用文書に区分し、完納時廃棄として保管されていたが、現在は先ず滞納管理継続フォルダーに永年保存として保管し、差押解除（解決）後、別フォルダーに移し替え、そこから5年間保存する運用に変更されている。

平成25年度当時の上記運用は、当時の運用ルールに基づいた結果であるので止むを得ぬことであつたが、運用ルール自体の妥当性については、首肯することはできない。後日問題が生じた場合、差押手続の適否・当否の判断が困難となるであろうからである。

その後の運用ルールの変更の内容は、市が審査請求や処分取消訴訟等に対して適正に対応することに資することは言うまでも無く、市民の自己情報の開示請求権を相当期間保証するという観点からも評価できる。

なお、常用文書の取扱いに関する規定は、規程上は、見当たらない。常用文書は処分庁のみならず、他課にも存在するであろうこと、及び情報公開制度や個人情報の開示請求制度は適正な文書管理制度を基礎としていることをも考慮すると、規程は訓令ではあるが、法治主義的観点から、常用文書の保存年限については、ファイリングシステムの手引きに定められている旨を、規程上に、何らかの形で明記した方が望ましいと思われる。

今後も、引き続き、現行制度の運用状況や内容を検討し、必要に応じ適宜、文書取扱事務の見直しに努め、文書の適正な管理及び情報開示に尽力されることを望む次第である。

5 本件不存在決定の妥当性について

以上の理由から、冒頭の審査会の結論のとおり、判断する。

第6 答申に参加した委員

石井久雄 進藤秀子 山田真一郎 岡本毅